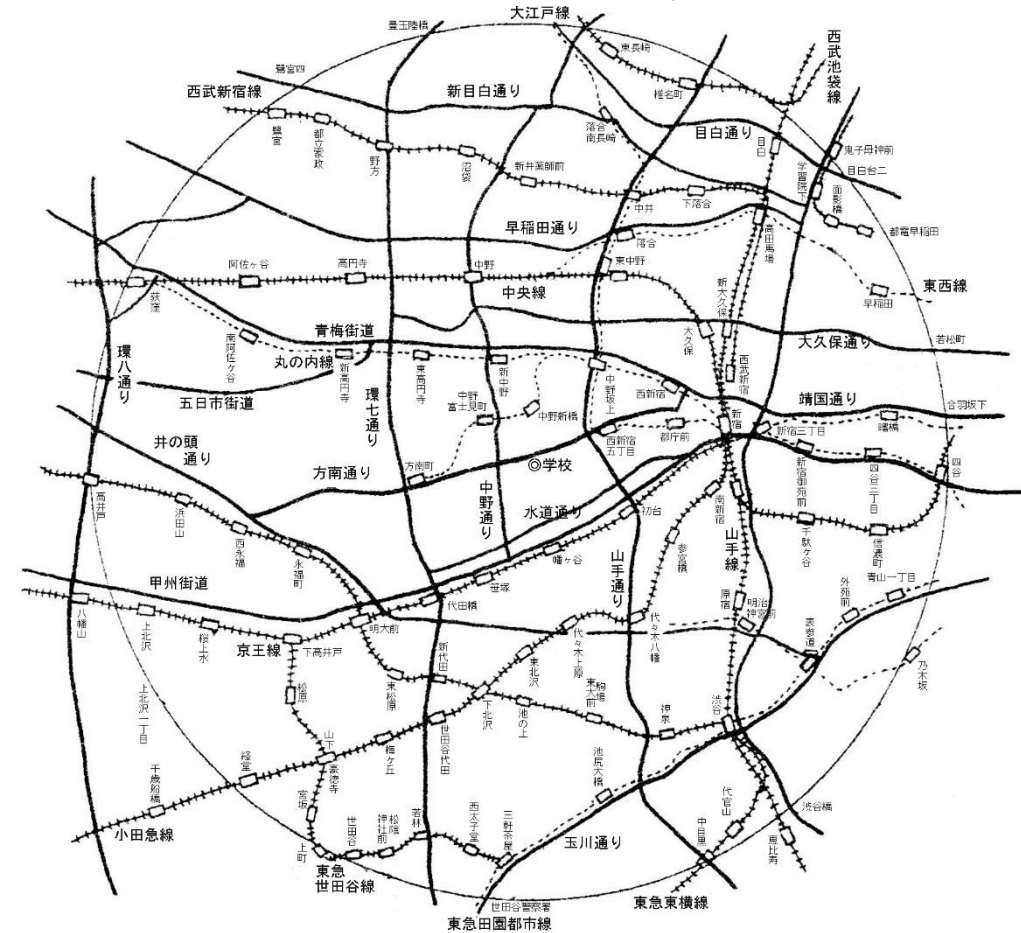


2020年度 自転車通学許可願

自転車通学の希望者・自転車通学許可の更新の希望者は、この「許可願」と右側の「許可証」の両方の全ての枠に黒ボールペンで必要事項を記入し、担任に提出すること。

保護者は自転車通学許可証に記載されている「自転車通学に関するお願い」に同意します。 生徒は自転車通学許可証に記載されている「自転車通学者規則・マナー」及び公共の交通規則・マナーを守ることを誓い、自転車通学の許可を申請します。			
申請の種類 あてはまるものに○	新規 (初めての申請)	継続 (同じ番号で乗り続ける)	買換え (新しいシールの交付)
学年・組・氏名	学籍番号() 年 組 番 氏名		
自宅住所	〒 東京都 区 電話 - -		保護者氏名
通学所要時間	約 分	シール番号 継続のみ記入	
自転車の特徴	色や形・メーカー名		防犯登録番号 必ず記入すること
加入している 保険の名称等	(東京都条例により 2020年4月より加入義務)		
緊急連絡先 電話番号を記入	緊急連絡電話を受け取る 方の氏名・生徒との続柄		

地図に、自宅から学校までの登校経路を赤線で結びなさい。



右側の「自転車通学許可証」の組・番号・氏名(継続ならシール番号)も記入すること。

2020年度 自転車通学許可証

今年度の自転車通学を許可します。ただし、次の場合、年度の途中でも許可を取り消すことがあります。

1. 安全な自転車通学ができないと学校が判断した場合。
2. 下記の規則や交通法規において、自転車通学に関する違反行為があった場合。
3. その他、自転車通学許可を与えることが困難になった場合。

2020年 月 日

東京大学教育学部附属中等教育学校 生活指導部

シール番号	学籍番号() 年 組 番 氏名
-------	------------------

自転車通学に関するお願い

1. 本校では、生徒の安全を期すため、また駐輪できる自転車台数に限りがあるため、自転車通学について、次のように定めております。ご理解・ご協力をお願いいたします。
 - 自転車通学は、年度毎に登録し許可を行う、と定めています。
 - 学校を中心として半径5km以内に自宅がある場合のみ、自転車通学を許可しています。
 - 自転車通学者一人につき、登録シールを1枚配付し、そのシールを貼付した自転車のみ通学に使用することを認めています(前年度から登録されている自転車を利用する場合、シールを配布しません)。
2. 交通事情や生徒自身の自転車マナーの悪さなどから、重大な事故になりかねないような事態も発生しています。また、近隣住民からの苦情が寄せられることもあります。学校でも安全指導には細心の注意を払っていくつもりでおりますが、ご家庭でも十分ご指導の上、安全な自転車通学ができますよう、ご協力ください。
3. 時間的余裕を持たない自転車通学は、信号無視等の危険走行につながりやすく、事故の原因になります。余裕を持って登校するよう、ご指導ください。
4. 2019年9月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、**2020年4月より施行**されました。これにより、「自転車損害賠償保険等への加入を義務化」となっています。必ず保険に加入してください。

自転車通学者規則・マナー

1. カサを差しながら、手やハンドルに物を掲げての走行はしない。
2. 反射板・ブレーキ・ライト・タイヤ等の整備を怠らない。
3. イヤホン等で音楽を聴きながらの走行・携帯電話を使用しながらの走行はしない。
4. 歩行者に対する配慮を常に心がけ、周囲に迷惑をかけることがないようにする。特に、交通事故の加害者となることがないように注意する。
5. 自転車を押して歩く時も、周囲の歩行者等の通行の妨げにならないよう配慮する。
6. 駐輪場ではお互いに譲り合い、整理整頓を心がけ、より多くの自転車を置けるよう心がける。
7. 駐輪場以外の場所に駐輪したり、駐輪場付近の通路にはみ出して駐輪したりしてはならない(ゴミ収集車の作業等自動車の通行を妨げ、緊急時や災害発生時には避難の妨げになる為)。
8. 自転車には2つ以上の鍵をかける等、盗難予防を心がける。
9. その他、交通法規・交通マナーを遵守すること。道路交通法や条例で定められている交通規則に違反した場合、法的に罰せられることがある。